

津久井やまゆり園における虐待事案についての本会の見解

このたび、社会福祉法人かながわ共同会が運営する津久井やまゆり園において、入所者に対する身体的虐待が認定された事案について、神奈川県から公表がありました。

虐待は、利用者の尊厳及び権利を著しく侵害する行為であり、社会福祉士の職能団体として、本会は虐待を決して容認するものではありません。本件については、当該法人において、原因究明及び再発防止に向けた対応が進められているものと認識しています。

一方、本会会長が当該法人の理事長を務めていることから、本会としても、本件を当該法人の問題としてのみ捉えるのではなく、本会のガバナンス及び会長の職務との関係を含め、適切な対応について検討する必要があると考えています。

そのため、本会では、会長を本件に関する本会の意思決定に係る協議から外した上で、副会長を中心に今後の対応について協議するとともに、必要な検討体制について理事会において協議することとしています。

本会としては、関係する情報を適切に確認し、必要な検討を行った上で、今後の対応について判断してまいります。

なお、本件に関する個別の事案内容や関係者に関する事項については、プライバシー等に配慮し、詳細な公表は差し控えます。

正会員をはじめ関係する皆様には、ご心配をおかけしておりますことを受け止め、本会として適切に対応してまいります。

2026年9月24日

公益社団法人 日本社会福祉士会